

令和元年 クオリティライフ 9月号 いちかわ

市川市消費生活センター
TEL:047-320-0668

今回は...

- ★ フリマサービスを利用するときは
- ★ 若者に広がる「モノなしマルチ商法」に注意
- ★ 不用品買取のトラブルに遭わないためのポイント
- ★ 脚立・はしごからの転落事故にご注意ください



弁護士による無料の多重債務相談を行っています。(要予約)

☆ 消費生活センター
問合せ 047(320)0666

フリマサービスを利用するときは

インターネット上で個人同士が商品等を取引できるフリーマーケット(以下「フリマサービス」)の利用が広がっています。

＜事例1＞フリマアプリで購入した商品が偽物だったのに、出品者が返品に応じない。

＜事例2＞フリマアプリで洋服を出品し、購入者に商品を発送したが、購入者から「商品が届かない」と苦情を受けた。

アドバイス

- ① フリマサービスは個人同士の取引です。トラブル解決は当事者間で図ることが求められていることを理解しましょう。購入前に疑問点を出品者に質問したり、商品の発送には追跡サービスが可能な方法を取るなど、トラブルの未然防止を心がけましょう。あわせて、利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。
- ② 未成年者(子ども)がフリマサービスを利用する場合は、家族等で利用方法を十分に話し合しましょう。

(参考:くらしの豆知識2019)

消費生活講座ご案内

- 9月27日(金) 14:00~16:00 会場:男女共同参画センター6階 くわしくは「広報いちかわ」9/7号をご覧ください
「トラブルを回避するために終活を考える ~元気なうちから始める、暮らしの総点検~」
- 10月18日(金) 14:00~16:00 会場:行徳公民館(行徳支所3階) くわしくは「広報いちかわ」10/5号をご覧ください
「老後の暮らしと介護保険」

若者に広がる「モノなしマルチ商法」に注意

全国の消費生活センター等に寄せられるマルチ商法の相談では、健康食品や化粧品などの「商品」に関する相談が多くみられますが、ファンド型投資商品や副業などの「役務」に関する相談が増加し、平成30年度からは「商品」より「役務」の相談が多くなっています。

こうした「役務」のマルチ商法（以下「モノなしマルチ商法」）の相談は、特に10代から20代の若者で増加しています。

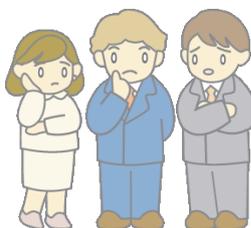
友人やSNSで知り合った人などから、暗号資産（仮想通貨）や海外事業者等への投資やアフィリエイト*などの儲け話を「人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘され、断りきれず契約した、また、事業者の実態や儲け話の仕組みがよくわからないうえ、事業者に解約や返金を求めても交渉が難しい、というケースが多くみられます。

※アフィリエイト：インターネット広告の配信方式の一種で、Webサイトやメールマガジンなどの媒体に掲載された広告を通じて、商品を見たり購入につながった場合に、その運営者に一定の報酬が発生する仕組みのことである。または、その仕組みを利用した広告掲載システムである

マッチングアプリで知り合った男性に勧誘され、入会金を支払い、株の勉強会に入ったが、儲からない。

カフェで知り合った人に仮想通貨のウォレットのアフィリエイトを勧誘された。自らが紹介した人の支払額の10%が収入になるという話がおかしい。

海外不動産に投資すれば仮想通貨での配当金がある、また、投資者を紹介すれば紹介料が入ると勧誘され出資したが、仕組みがわからず不審だ。



アドバイス

① 実態や仕組みがわからない「モノなしマルチ商法」は契約しない

「モノなしマルチ商法」は、事業者の実態や儲け話の実態が不明なケースがみられます。

勧誘者の説明をうのみにせず、事業者の所在地や連絡先、儲け話の仕組みや解約方法等をよく調べましょう。

② 友達や知り合いから勧誘されても、きっぱりと断わる

友人・知人から勧誘されて断りにくいと思っても、契約したくなければ、きっぱりと断ってください。さらに、自分が友人・知人を勧誘してしまうと、人間関係のトラブルになることもあるので注意しましょう。

③ 安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしない

「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われ、クレジットカードでの決済や消費者金融での借金を勧められても、安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないでください。また、借入審査を通りやすくするため勤務先・アルバイト先や収入等について嘘をつくよう言われても、絶対に応じないようにしましょう。

(参考：国民生活センターHP)

不用品買取のトラブルに遭わないためのポイント

「不用品を買い取ります」とリサイクル業者から電話があり、不要になった洋服などの物品の買い取りを依頼した場合、「訪問購入」にあたり、消費者を保護するためのルールや制度が定められています。



〈事例1〉テレホンカードを買い取る約束だったが、不要なアクセサリーはないかとしつこく粘られた。

〈事例2〉アクセサリー類を買い取ってもらおうと担当者に見せたが、もっと他にないかといわれ、別な部屋に取りに行った所、指輪がなくなっていた事に後で気が付いた。

アドバイス

1 突然訪問して勧誘することは禁止されています。突然訪問して来る業者は家に入れないようにしましょう。

2 事前の約束とは違う物品以外の貴金属の売却などを迫られたら、きっぱり断りましょう。承諾をしていない物品の買取の勧誘は禁止行為です。

3 消費者が断ったのに居座る事や再勧誘することは禁止されています。強い口調で売却を迫られたり、恐怖を感じた場合は警察に通報しましょう。

4 契約書面を消費者に交付する義務があります。交付を受けたら 1点1点確認しましょう。

- ・物品の種類、特徴（数、特徴が正確に記載されているかどうか）
- ・購入価格（1点1点の価格が記載されているかどうか）
- ・クーリング・オフについての説明事項
- ・申込の年月日（契約年月日）
- ・事業者の住所、名称、連絡先、担当者の氏名

5 クーリング・オフ制度があります（契約書面を受け取った日から8日間）。クーリング・オフ期間中は物品の受け渡しを拒むことができます。物品を購入業者に渡してしまうと、業者が物品を紛失したり、第3者に売却してしまったりして、クーリング・オフをしても物品が戻らない可能性があります。クーリング・オフ期間中は物品を引き渡さず、本当に買取ってもらう必要があるか冷静に考えましょう。

脚立・はしごからの転落事故にご注意ください

庭木の手入れや荷物の整理などで、脚立やはしごを使用中に転落する事故が発生しています。60歳～70歳代の事故情報が多く寄せられており、死亡事故のほか、重篤なけがを負った事例が見られます。



〈事例1〉梅を採ろうと脚立の約3mの高さで作業中にコンクリートの地面に転落した。音を聞いた妻が駆けつけたが、呼びかけに反応がなかった。外傷性くも膜下出血、急性硬膜下血種、頸椎骨折を負った。

〈事例2〉自宅倉庫の高さ 2.5mの中二階にはしごをかけて上がっていて、上がりきる手前ではしごが倒れ、そのまま転落した。いつもは夫がはしごを支えていたが、一人で上がっていた。腎臓の損傷と、肋骨・骨盤・肘関節を骨折した。約2週間入院し、その後3ヶ月通院した。

〈事例3〉庭で剪定作業中にはしごから転落した。うめき声を聴いた近所の人が救急要請した。頸髄損傷による完全麻痺があり、脊髄損傷の専門機関に転院した。

〈事例4〉洗面所の電球を交換しようとして脚立に上がった際に転落し、右足を骨折した。手術とリハビリテーションのため入院した。

ア ド バ イ ス

加齢に伴う身体機能と認知機能の低下により、バランスをとることなどが難しくなってきます。また、骨折などのけがをきっかけとして介護が必要な状態になる恐れもあります。今後の生活への影響を考慮して、高所作業を避ける方法はないか十分検討し、作業をする場合は用具と身体両方を安定させ、転落に注意して慎重に行ってください。

(参考：国民生活センターHP『くらしの危険No.349』・消費者庁HPイラスト集)

消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市市川南1-1-1 ザ・クラブ イースト 213号

相談日時 月曜日～金曜日(窓口及び電話相談)

※第2・第4土曜日(祝日除く)は電話相談のみ受付

午前10時～午後4時

相談電話 **047-320-0666**

※ 消費生活センターの休所日

土曜日(第2・第4土曜日を除く)

日曜日・祝日・年末年始

◇ 上記相談日時以外の相談(年末年始を除く)

消費者ホットライン 電話:188(局番なし)をご利用ください。

相談時間 午前10時～午後4時

◇ 行徳支所 市民相談室 消費生活相談

市川市末広1-1-31 行徳支所 2階

相談日時 第2・第4火曜日(窓口及び電話相談)

午前10時～正午

午後1時～午後4時

相談電話 **047-359-1121**

※ 第2・第4火曜日以外は

消費生活センターへご相談ください